

平成15年度当初予算の編成について(通知)

平成14年10月18日付けで、経営管理部長から、各部局長、教育長、警察本部長、議会・各種委員会等の事務局長、各地域振興局長に対して通知した内容です。

本県経済の現状

本県の経済情勢は、6月の景気動向指数や有効求人倍率で好転の兆しが見られたものの、7月に入り、大型企業倒産の発生により過去最悪の負債総額を記録するなど、倒産件数が引き続き高水準で推移しており、雇用情勢は予断を許さない状況である。

さらに、中国をはじめとする東アジア諸国からの輸入攻勢を背景とした価格競争の激化により、主要地場産業の業界では依然として減収・減益の深刻な状況が続いており、また、その他の産業でも国内消費の低迷や競争激化などの影響により厳しい状況となっている。

国財政の現状

我が国の経済も、本年10月の月例経済報告では「景気は引き続き一部に緩やかな持ち直しの動きがみられるが、環境は厳しさを増している」としており、失業率は高水準を維持し、個人消費も横ばいで推移するのに加え、株価の大幅な下落が続くなど依然として厳しい情勢から、景気の先行きに懸念が強まっている。

このような経済状況を踏まえ、国においては6月に取りまとめた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を早期に具体化するとし、国の15年度予算編成では、一般会計歳出全体を前年度の水準以下に抑制し徹底した見直しを行う「歳出改革」を加速すると同時に、経済活性化を目指した本格的な税制改革を進めるとしている。

我が国の財政状況は、平成14年度末の国債残高が414兆円、国・地方合わせた長期債務残高は693兆円程度に上るなど、引き続き主要先進国中最悪の水準であるが、最重要課題であるデフレの克服を目指し、税制改革や地方行財政改革、社会保障制度改革などの諸課題を着実に推進し、官民を挙げた取り組みにより、日本経済を「民間需要主導の本格的な回復軌道」に乗せるとしている。

地方財政の現状

地方財政においても、バブル経済崩壊以降の数次にわたる景気対策等により増発した地方債や「交付税特別会計」の借入金等を合わせた借入金総額は、平成14年度末に195兆円に達するなど、極めて厳しい状況にあり、今後一層深刻になることが憂慮されている。このような状況を踏まえ、国と歩を一にした地方歳出の徹底的な見直しにより、地方財政計画の規模の抑制と地方財源不足の圧縮に努め地方財政の健全化を図るとともに、地方財政の自立性の向上、受益と負担の明確化を図る観点から、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲の三位一体の改革を推進することとしている。

本県財政の現状

本県財政の状況を見ると、14年度末の借入金残高は約1兆1千3百億円、一方基金残高は約827億円となる見込みであり、今後公債費増嵩のピークを向かえるのに加え、最近の景気低迷による県税の大幅減収や交付税の減額見込みから、平成15年度予算を取り巻く財政環境はかつて経験したことのない極めて厳しい状況にある。

従って、新年度の予算編成に向けては、国の予算編成や地方税財政改革の動向及び今後の経済環境を慎重に見極めつつ、「入るを計りて出づるを制す」の原則に回

帰し、今まで以上の努力により創意と工夫を凝らすとともに、県民の理解と協力のもと、既得権益の壁や過去の経緯にとらわれず大胆な歳出構造の改革を進め、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、所要一般財源の抑制に全庁一丸となって取り組んでいく必要がある。

平成15年度予算は別紙要領により編成することとしたので、全ての職員は、こうした本県の置かれている現状を深く認識し、部内調整を徹底するなど、的確に事務処理を図られるよう通知する。

予算編成事務処理要領

第1 予算編成を取り巻く環境と基本的な取組み姿勢

(1) 国予算編成、地方財政対策等の動向に留意した的確な対応

・本県の予算編成に多大の影響を及ぼす国の構造改革、概算要求基準及び地方財政対策等に基づく制度改革、予算配分等の動向には特に留意し、内容が判明次第、改正主旨に沿って的確に対応すること。

・現在、国予算では地方公共団体への奨励的補助金を5%削減予定としているが、県費による超過負担等に対しては、厳正に対処することは勿論、国の制度を基礎として実施している県単独制度についても、国の制度変更に伴い県費負担が増加することのないよう、特に留意すること。

(2) 厳しい15年度収支見通し < 2年連続マイナス予算 >

・県税収入は、景気の低迷などから、前年度を大幅に下回ることが想定されるほか、地方交付税も制度の見直しにより減額が見込まれるなど、県の主要な一般財源の増額確保は極めて困難な状況であり、公債費が増嵩する中で、全体基調としては、財源不足のなかで2年連続のマイナス予算となることは、現時点で確実な状況であること。

・現行の地方財政制度を前提にした本県の中期財政見通し(推計)によれば、平成15年度の財源不足見込額は、310億円程度(別添)になること。

・予算要求に当たっては、これらの状況を十分に認識し、歳出削減目標(後述)に基づき、適正に要求を行うものとする。なお、要求の具体的な取扱いについては、別途通知する。

(3) 予算編成の取組み方針

・予算編成に当たっては、本県の伝統である「健全財政の堅持」と、現下の経済情勢に対処するための「景気への配慮」という取組み方針を掲げ、バランスを取りながら両立を図っていくこと。

・また、「歳出改革」に取り組むに当たっては、個々の事業を一律削減する方式ではなく、施策効果を十分に吟味した上で、思い切った取捨選択を行う「重点増減方式」を徹底すること。

(4) 県民にとって真に必要で効果的な事業の選択

・「納税者への責任を果たす」という視点に立ち、最小の経費で最大の効果を上げるべく、限られた財源の中で知恵を絞って、より効果的な事業を選択すること。(以下の要求は厳に慎むこと。)

・単に従来型の要求を継続するような工夫のない要求

・県費丸抱え的な発想による要求

・より効果的・効率的かつ総合的・横断的に施策を展開するため、「県政の総合的基本方針」に沿って「横割り・複合予算」の観点から、総合的に施策の立案を検討すること。

また、県民ニーズを十分踏まえ、「4つのスローガン」を重点に施策を展開すること。

(5) コスト意識の醸成

・13年度から毎年「行政コスト計算書」を作成し、公表しているところであり、各部門別の行政サービスの成果についてコスト面から分析を行い業務の参考とするとともに、所管事務事業についてのコスト意識の醸成に努めること。

第2 総括的事項

(1) 「入るを計りて出づるを制す」の原点への回帰

・歳入を固めた上で、歳出がその範囲内に収まるように、また、限られた財源を効果的・効率的に配分するため、全経費を客観的な統一基準により明確に分類し、経費毎に「削減要求基準」(別途通知)を設定したので、重点増減方式の徹底により、経費削減を厳格に実施すること。なお、基準が守られていない場合は、要求を受け付けないものであること。

・削減要求基準は、要求の上限を定めたものであり、その範囲内での要求額であった場合でも、予算協議の中で必要額を精査し、減額することがある。

・現時点では、来年度の確実な歳入予測がつかないことから、15年1月中旬を目途に「平成15年度歳入歳出予算フレーム」を策定する予定であるので、当フレームにおいて財源不足が生じた場合は、各部局の歳出予算計上予定額をさらに減額調整する予定であるので十分留意すること。

(2) 総合的行政評価システムの活用

・歳出削減目標を達成するために、全ての事務事業をゼロベースに立ち返って、政策的意義、事業の有効性・必要性や効果などのあらゆる視点から、「施策評価」、「公共事業評価」など各種行政評価システムを活用した「総合的行政評価システム」により見直しを行うこと。

・統一的な見直し基準として「5年以上継続している事業」及び「3年以上継続しているモデル事業」に該当する事業(別途指示)は、一括廃止し、再構築を図ることとしたので、経費の思い切った取捨選択に向け前向きに検討すること。

・なお、新行政推進室から通知した「平成14年度施策評価の実施について」の実施要項及び「事務事業見直し提案リスト」により、事務事業の総点検で、目標として評価対象事業総数の20%以上を見直し予定としていること。

(3) スクラップ&ビルドの徹底による新規・拡充施策の実現

・21世紀の新しい政策課題への積極的な対応や一層の県民福祉の向上を目指した新規施策を実現して、明るく・元気の出る予算編成を行うため、各部局は今まで以上に創意・工夫をこらすとともに、新規・拡充事業の所要「財源」については、原則として既存事業の見直しにより「同額の財源」を捻出、確保することとし、「スクラップ&ビルドの原則」を徹底遵守すること。

・スクラップ&ビルドの対応状況については、予算編成支援システムにおいて厳格に審査することとしているので、基準が守られていない場合は、要求を受け付けないものであること。

・事業の新設・拡充にあたっては、「将来の税収増に直結するもの」「雇用創出効果があるもの」などの観点を念頭において、事業内容を精査すること。

(4) 通年の予算編成

・当初予算では、「年間総合予算」の計上を原則としているが、国予算編成の状況及び社会経済情勢の変化等に的確に対応できるよう、必要に応じて補正予算で検討することとしており、年間を通じて予算の編成を行っている。このため、重要施策で方針が定まっていない事業や要求内容の熟度が低い事業等に対しては、財源の見通しを確実に立てた上で、随時補正対応を考慮するので、当初予算における無理な計上や過大な要求は厳に慎むこと。

・なお、実績に基づいて精算額により補正対応している事業については、極力当初で適切な予算額を計上することとし、原則として補正対応は予定していないこと。

(5) 予算編成過程の公開

・予算要求の「透明性」の確保及び「説明責任」を全うする観点から、引き続き予算編成過程を公開するので、要求にあたっては事業実施による県民のメリット、実施主体等を十分吟味すること。

(6) 調達方式の見直しによる実質予算の拡大

・デフレメリットを享受し、予算の有効かつ効率的な活用を図るため、各種物品・サービス等の調達にあたっては、市場価格の動向等を十分踏まえた上で、適切な歳出見積りを行うこと。なお、「岐阜県調達方式検討プロジェクトチーム」による物品やサービス提供の調達方法及び建設工事の発注方法の検討結果も参考にしながら、予算要求段階から最も経済的、合理的な調達手法(別途調査予定)を念頭に置いて、実質予算の拡大に努めること。

(7) 予算積算手法の抜本的な見直し

・要求額の見積りに際しては、「従来の積算ルール」にとらわれることなく、例年決算において多額の不用額が生ずるもの、消化率の悪い補助金や過大な安全率を見込んでいるもの等については、抜本的な見直しを行い、年間所要見込額を的確に把握して必要最小限かつ根拠をもった適切な予算を要求すること。

(8) 地域予算編成の充実

・13年度から実施の「地域予算」編成について、現地機関の主体性、自主性の確立に努めるとともに、職員の企画立案能力の向上と本庁主務課の受け入れ態勢の一層の充実・強化を図ること。

・地域予算のうち、「削減要求基準」の対象となる新規事業の要求については、対象事業から除外して限定的に取扱うこととするので、事業内容を十分精査し、真に必要なものに絞り込んで要求すること。

・各地域振興局は、横割り・横断的な観点に立って、圏域毎の施策体系の充実に努めること。

(9) 施設系プロジェクトの見直し

・施設系プロジェクトの推進にあたっては、構想段階からソフト面、運営面の検討に加え、さらに有利な財源の確保面を重視し、政策推進会議等での議論、意思決定をもとに十分な検討を加えること。

・大規模な施設に対する評価システム制度を年内に創設する予定であるので、対象施設に該当すると見込まれる場合は、評価に係る事務に遺漏の無いように留意するとともに、評価期間を見込んだ無理のない整備スケジュールを確立すること。

・予算協議等の過程で設定した建設費の目標額は上限であり、実施段階では更に建設コストの縮減に最大限の努力をすること。

・有利な財源の活用見通しが立たない事業については、事業内容を精査し、段階的整備、事業年次の先送り、事業規模の縮小等、整備手法を常に点検しながら検討を加えること。

(10) 国庫補助事業の精査・厳選

・国庫補助事業は、各県の実情や地域特性、物価水準などが異なるにもかかわらず、国が作成・指示した全国一律の基準事業費により実施されていることや財源が有利といえども1/2程度の県費が伴うことなどに鑑み、県民にとって真に必要で行政効果が上がるものかどうかを十分吟味して、適正な見積もり及び効果的な執行に努め、安易な受け入れや国の事情による事業実施などが無いよう、慎重を期すこと。

(11) 調査・研究・計画策定・啓発等経費の再検討

・施策の即効性の重視及び経費節減等の観点から、必要不可欠なものを除き、既に結論の方向性が推測される調査・研究・計画策定や効果が不明な啓発事業などについて、廃止も含め再検討すること。

(12) 外部資金の徹底的活用等による収入確保

- ・PFI方式の導入等を含めた外部資金の活用、自主財源確保のための政策税制の検討、受益者負担の適正化の観点による使・手数料の再点検、標準的な収穫予定量に基づく生産物売払収入の適正計上など、歳入全般にわたって徹底した見直しを行い、積極的に外部資金等の収入確保に努めること。

第3 個別的事項(歳出削減目標)

(1) 総枠削減対象経費の要求基準 ... 前年度当初予算比 20%減

- ・総枠削減対象経費(別途通知)の所要県費(県債+一般財源で、以下同じ。)ベースで、14年度当初予算の20%を削減すること。
- ・要求基準は部単位で調整を図ることとし、既存事業の一律削減は想定していないこと。
- ・歳入の動向に不確定要素が多いことから、状況によっては当該基準以上の削減を行う可能性があること。

(2) 投資的経費の要求基準等

公共枠配分事業 ... 前年度当初予算比 概ね 3%減を目標

- ・国の概算要求基準に留意し、所要県費ベースで14年度当初予算の概ね3%削減を目標とすること。

県単枠配分事業 ... 税収の動向等を勘案し、所要額を見積り

- ・県単枠配分事業の見積りにあたっては、県税収入の動向や県内圏域毎の経済情勢等を踏まえ、事業の効果、必要性を考慮しながら、要求すること。(所要額は、予算協議時に検討。)

その他の投資的経費 ... 前年度当初予算比概ね 10%減を目標

- ・継続的事業(枠的に措置された経費を除く)については、過去に策定された事業方針、事業計画などにかかわらず、所要県費ベースで14年度当初予算の概ね10%削減を目標とすること。
- ・新規事業については、財源見通しの状況により予算協議時に検討。

事業量の確保

- ・限られた財源で従来と同等以上の事業量を確保するため、名目的な事業費ではなく、入札・契約制度の見直しによる安価な発注方法の検討やコスト縮減等により、いわゆる「実質事業量」の確保の観点から事業費を精査すること。

(3) 標準的経費等の配分 ... 14年度9月補正後予算比 20%減

- ・標準的経費等(生計・定型的性格が強く、別途枠的管理を行う経費)の枠提示については、別途通知する。
- ・標準的経費等については、特定節の予算戻しを行う予定であること。なお、節減分等を翌年度に還元する「メリットシステム」については、継続実施する予定であること。

(4) 継ぎ足し単独補助金のゼロベース見直し

- ・県の政策的判断に基づき創設した継ぎ足し単独補助制度については、制度創設時の目的、施策効果を検証し、制度に関わる情勢の変化を分析することにより、廃止を含め原点に立ち返って見直しを実施すること。特に、補助金の性格、内容からみて、一律助成制度の発想で創設されたものについては、競争原理を導入することにより、やる気のある事業主体に対し政策誘導を行う助成方式への転換を図ること。(詳細は別途通知)
- ・15年度の新規継ぎ足し補助制度の創設は、認めないものであること。

(5) 削減要求基準の対象外経費の取扱い

- ・14年度当初予算のうち、義務的経費、14年度限りの経費、毎年度変動がある経費などを「削減対象外経費」として分類し、取り扱うこととしたこと。

- ・15年度の削減対象外経費については、内容を十分精査の上所要額を要求するものとするが、当該経費のための財源の捻出は不要であること。
- ・なお、14年度補正予算新規事業についても、15年度の削減対象外経費として取り扱うこととしたので留意すること。

第4 その他の留意事項

- (1) 15年度の主要な財源対策として、14年度下半期予算の徹底した効率的執行による経費削減額、不用額を最大限に活用する予定であるので、平成14年9月19日付け財第296号で通知済みの「平成14年度予算の下半期執行等について」により今後の予算執行については最大限配意すること。
- (2) 人員については、平成12年度から5年間で、250人を目標に職員の削減を予定しており、新たな行政需要等に対しても、スクラップ&ビルド方式により、原則部(局)内の定数再配分により対応すること。また、職員で本来対応すべき業務を全面的に見直し、日々雇用職員のあり方を検討すること。
- (3) 債務負担行為等については、制度本来の趣旨に基づく適正な運用に留意するとともに、いずれも後年度の財政負担が義務づけられるものであり、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、対象事業、限度額、年割額等について十分精査し、真に必要なものに限り要求すること。
- (4) 県民生活に直接関連する歴史的イベントや重大な事故、判決、法改正などで、県の施策に重大な影響を及ぼす社会的な諸問題等については、迅速かつ適切に対処すること。
- (5) 平成14年4月から「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が施行されたことに伴い、中間機構等に対する職員の派遣形態、給与等支出方法について、適切に対応すること。

第5 特別会計等

- (1) 特別会計、企業会計についても一般会計からの繰出し等を伴うことを踏まえ、予算編成にあたっては十分に留意するとともに、社会経済情勢の変化や経営状況等を勘案して、「繰出し基準」の見直しを検討すること。
- (2) 公社や財団等の中間機構についても、県組織と相互補完しながら一体的・総合的に機能させることを基本に、経営の合理化に努め、長期的見通しのもとに健全経営を行うこと。
- (3) 中間機構や県が出資をしている第三セクター等で、借入金等多大の長期債務を抱えたり、経営状況が悪化し県の財政支援等が必要な団体については、「再建合理化計画」に基づき、抜本的な経営改善に努めること。